

計画停電の対応(在宅血液透析編)

1) 計画停電が行われる時間帯があらかじめわかっている場合

- ① 計画停電時間外に透析治療を実施する。その際は必ず透析開始時間と透析治療予定時間を医療施設透析スタッフに連絡する。
- ② 計画停電が行われる間は、個人用透析装置および個人用水処理装置の主電源を「切」にして、次いでブレーカを「切」しておく。
- ③ 洗浄工程中に計画停電が実施されることが予め分かる場合には、計画停電終了後に洗浄を実施する。
- ④ 洗浄工程中、停電によって透析監視装置や個人用水処理装置が停止した場合、始めから洗浄工程を実施する。

2) 計画停電によって透析治療が中断した場合

- ① 計画停電によって治療が中断した場合には、速やかに透析監視装置付属の手回しハンドルを回転させ、停電が長引く様であれば返血をおこない治療を終了する。
- ② 停電復帰後に治療を再開するか否かは、医療施設透析スタッフに連絡を取り医師の指示に従う。

3) 電源が確保されている医療機関での透析治療の実施

- ① 自宅での透析治療に際し、電源の確保が困難な場合はあせらずに医療施設スタッフに連絡を下さい。透析医療機関での透析治療も可能です。

* 血液ポンプ用停電バックアップ(バッテリーを搭載している透析監視装置)

停電時にバッテリー切替えスイッチをバッテリー側に切替えることにより、血液ポンプのみ運転ができます。約30分

* 小型発電装置使用による透析治療は電圧が不安定になる恐れがあるので行わないで下さい。